

令和8年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（財務省大臣官房政策金融課）

項目名	東日本大震災復興特別貸付等に係る消費貸借に関する契約書に対する印紙税非課税措置の延長		
税目	印紙税（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第47条第1項、同法施行令第37条第1項第4号・第5号、第2項第2号・第6号）		
要望の内容	<p>【株式会社日本政策金融公庫等に係る措置】</p> <p>（措置対象） 東日本大震災により被害を受けた中小企業者等</p> <p>（措置内容） 株式会社日本政策金融公庫国民生活事業（生活衛生貸付を除く）等が、東日本大震災により被害を受けた中小企業者等を対象に、特別貸付け等を行う場合の印紙税を非課税とするものであるが、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和7年6月20日閣議決定）」を踏まえ、当該適用期限を5年間（令和12年度まで）延長することを要望する。</p>		
		平年度の減収見込額	— 百万円
		（制度自体の減収額）	（ — 百万円）
		（改正増減収額）	（ — 百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 東日本大震災により被害を受けた中小企業者等に対して、株式会社日本政策金融公庫等が「東日本大震災復興特別貸付」等による資金繰り支援を行うことで、被災中小企業者等の資金繰りの円滑化及び事業の復興を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性 令和7年6月20日に閣議決定された「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」において、株式会社東日本大震災事業者支援機構や産業復興機構による二重ローン対策については、金融機関等と連携し、支援決定した事業者の再生に全力で取り組むこととされたところ。</p> <p>東日本大震災により被害を受けた中小企業者等の事業の復興を支援するには、引き続き、被災地域の事業者の負担軽減を図り、個別の中小企業者等の復興状況にあわせて、被災地の資金需要に適切に対応していく必要がある。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標7-1：政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保
		政策の達成目標	株式会社日本政策金融公庫等が東日本大震災により被害を受けた中小企業者等に対して、必要かつ十分な特別貸付け等を行うことにより、当該中小企業者等の資金繰りを支援する。（指標：貸付実績）
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）
		同上の期間中の達成目標	株式会社日本政策金融公庫等が東日本大震災により被害を受けた中小企業者等への資金繰りを支援する。
		政策目標の達成状況	株式会社日本政策金融公庫等が東日本大震災により被害を受けた中小企業者等への資金繰りの支援に寄与している。
	有効性	要望の措置の適用見込み	（株式会社日本政策金融公庫国民生活事業（生活衛生貸付を除く）） 令和8年度：22件
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	非課税措置の適用により、東日本大震災により被害を受けた中小企業者等の租税負担の軽減が見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	令和7年度における予算上の措置は、下記のとおりである。 （東日本大震災復興特別会計） ・株式会社日本政策金融公庫出資金：80,000千円
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算上の措置等に基づいて、株式会社日本政策金融公庫等が、東日本大震災により被害を受けた中小企業者等に対して、「東日本大震災復興特別貸付」等による資金繰り支援を行っている。
	要望の措置の妥当性	当該措置は、東日本大震災の被災者等に対する印紙税の負担軽減を図る上で有効な措置である。また、非課税対象も東日本大震災に関する特別貸付け等に限定されていることから、必要最低限の特例措置であり、妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>○平成 23 年 3 月 11 日以降の減収額（推計）</p> <p>減収額（推計）（単位：件・万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> <th>H25 年度</th> <th>H26 年度</th> <th>H27 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>22,030</td> <td>14,860</td> <td>11,819</td> <td>10,735</td> <td>10,391</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>22,030</td> <td>14,860</td> <td>11,819</td> <td>10,735</td> <td>10,391</td> </tr> <tr> <th></th> <th>H28 年度</th> <th>H29 年度</th> <th>H30 年度</th> <th>R1 年度</th> <th>R2 年度</th> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>7,139</td> <td>2,487</td> <td>1,338</td> <td>844</td> <td>195</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>7,139</td> <td>2,487</td> <td>1,338</td> <td>844</td> <td>195</td> </tr> <tr> <th></th> <th>R3 年度</th> <th>R4 年度</th> <th>R5 年度</th> <th>R6 年度</th> <th>累計</th> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>34</td> <td>15</td> <td>8</td> <td>12</td> <td>81,907</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>34</td> <td>15</td> <td>8</td> <td>12</td> <td>81,907</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) 日本政策金融公庫国民生活事業（生活衛生貸付を除く）及び指定金融機関のうち日本政策投資銀行に係るものの合計額。 (※2) H23 年度実績には、H23 年 3 月 11 日～3 月末までの実績を含む。</p>		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	適用件数	22,030	14,860	11,819	10,735	10,391	減収額	22,030	14,860	11,819	10,735	10,391		H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	適用件数	7,139	2,487	1,338	844	195	減収額	7,139	2,487	1,338	844	195		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	累計	適用件数	34	15	8	12	81,907	減収額	34	15	8	12	81,907
		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度																																																		
	適用件数	22,030	14,860	11,819	10,735	10,391																																																		
	減収額	22,030	14,860	11,819	10,735	10,391																																																		
		H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度																																																		
適用件数	7,139	2,487	1,338	844	195																																																			
減収額	7,139	2,487	1,338	844	195																																																			
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	累計																																																			
適用件数	34	15	8	12	81,907																																																			
減収額	34	15	8	12	81,907																																																			
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—																																																							
租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	非課税措置の適用により、東日本大震災により被害を受けた中小企業者等の租税負担の軽減に寄与した。																																																							
前回要望時の達成目標	—																																																							
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—																																																							
これまでの要望経緯	<p>本措置は、東日本大震災の被災者等の負担の軽減等を図る目的で「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」が施行される際に、財務省主税局主導で令和 3 年 3 月末を期限として措置された。</p> <p>令和 3 年度税制改正においては、令和 3 年 3 月末となっていた期限を令和 8 年 3 月末まで延長することを要望し、要望どおり延長された。</p>																																																							